

第四十條 府縣聯合会の規約に於て、市町村会議員に關しては各市町村支部の規約に於て本部の規程に準據し、党所屬議員の統制に關する規定を設くべし。

第六節 特別部門

第四十一條 中央執行委員会及び常任中央委員会の統制下に在りたる特別部門を置き、其設置の任免及細則は中央執行委員会を以て決す。

党務委員会 財務委員会 政策委員会

第四十二條 党務委員会は党の一般關事に關する特別活動部門にして委員長一名、書記一名、委員若干よりなる。
第四十三條 財務委員会は党財政の統制に關する特別部門にして委員長一名、書記一名、委員若干よりなる。
第四十四條 政策委員会は党の一般政策の確定調査議決のため、特別機關にして委員長一名、書記一名、委員若干よりなる。

第七節 関西事務局

第四十五條 関西事務局は臨時に本部の關西出張所として中央執行委員会の統制下に在りたる特別部門にして委員長一名、書記一名、委員若干よりなる。
第四十六條 関西事務局は臨時に本部の關西出張所として中央執行委員会の統制下に在りたる特別部門にして委員長一名、書記一名、委員若干よりなる。

第四十七條 中央執行委員会は党の一般關事に關する特別活動部門にして委員長一名、書記一名、委員若干よりなる。

第四十八條 中央執行委員会は党の一般關事に關する特別活動部門にして委員長一名、書記一名、委員若干よりなる。

第四十九條 中央執行委員会は党の一般關事に關する特別活動部門にして委員長一名、書記一名、委員若干よりなる。

第五十條 書記長は中央執行委員長を補佐し、党務を掌理す。

第五十一條 書記長は書記長の統制の下に一級党務を掌理すると共に各部の主任委員長として各部の事務を掌理す。

第五十二條 候選員の任期は一ヶ年とし、選出直後より執行す。

第四章 組織

第一節 支部

第五十三條 支部は臨時に本部の區域とし、党員三十名以上を以て組織するものとし、其設置の可否は本部の決議を経て、本部の承認を得たる後に執行す。
第五十四條 支部を新たに設置する場合は、党員の委託、候補者の推薦及び支部長の任命は本部の承認を経て、本部の承認を得たる後に執行す。
第五十五條 支部の組織は本部の決議を経て、本部の承認を得たる後に執行す。